

＝回覧＝

小値賀町役場産業振興課
農林係・消費生活相談窓口
電話 56-3111 (代)

注意喚起

刈払機（草刈機）の使用中的事故にご注意ください！

夏場を迎え、刈払機や草刈機（動力で高速回転する刃により草を刈り払う機器、以下「刈払機」という）を使って農作業（田んぼのくり切り）や家庭の庭木の手入れなどを行う機会が多くなります。

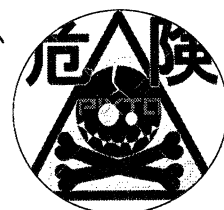
消費者庁には、刈払機を使用中に指を切断、骨折したなどの事故情報が多数寄せられています。被害に遭われた方の約半数は60歳以上です。使用中は高速で回転するため、慎重に取り扱わないと指や脚などの骨折や切断などといった取り返しのつかない重篤なケガにつながる危険性があります。

また、気温が高い季節における長時間の作業は熱中症の危険もあり、60歳以上の高齢者の事故が多い傾向にあります。

【作業者自身に当たった事例】

〈事例1〉

エンジン式の刈払機で田んぼのあぜ道の草を刈っていたところ、金属製の刃がコンクリートに当たり、コンクリートが欠けて右目に入った。保護メガネの着用はなかった。目を負傷し、視力が低下してしまった。



〈事例2〉

イノシシよけの網をはずして、エンジン式の刈払機で草刈りをしていたところ、落下していたイノシシよけの金具に、刃が当たり飛んできた。保護メガネと長靴を装着していたが、ふくらはぎに長さ10センチの金具が刺さった。

～ 刈払機を使う際は特に以下の点に気をつけましょう。～

- (1) ヘルメット、保護メガネや手袋など、保護具を必ず装着し、事前に機器の点検を行ってから作業をしましょう。
- (2) 作業をする前に小石や枝、硬い異物などを除去し、15m以内に人がいないか確認して作業をしましょう。
- (3) 障害物や地面などにぶつかって起きる刈刃の跳ね〈キックバック〉に注意しましょう。
- (4) 刈刃に詰まった草や異物を取り除く際は、必ず機器を止めてから行いましょう。